

平成30年5月8日

各位

会 社 名 三井倉庫ホールディングス株式会社 代表者名 代表取締役社長 古賀 博文 (コード番号: 9302 東証第一部)

問合せ先 法務部長 白鳥 透

(TEL: 03-6400-8000)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成30年5月8日開催の取締役会において、平成30年6月27日開催予定の第170回定時株主総会に単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1)変更の理由

全国証券取引所において、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき売買単位を 100 株に統一するための取組みが推進されていることを踏まえ、当社は、平成 30 年 10 月 1 日をもって、当社株式の売買単位となる単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2)変更の内容

平成30年10月1日をもって、普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3)変更の条件

本単元株式数の変更は、平成 30 年 6 月 27 日開催予定の定時株主総会において、下記「2.株式併合について」に関する議案が承認可決されること、及び下記「3.定款の一部変更について」に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 30 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることとしております。

2. 株式併合について

(1) 株式併合の目的

上記「1.単元株式数の変更について」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、中長期的な株価変動を勘案しつつ、東京証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5万円以上 50 万円未満)を維持するため、当社株式について 5 株を 1 株にする併合(以下「株式併合」といいます。)を行うことといたしました。

- (2) 株式併合の内容
 - ①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・比率

平成30年10月1日をもって、平成30年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様の所有株式5株につき1株の割合で併合いたします。

③減少株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成30年3月31日現在)	124,415,013 株
株式併合により減少する株式数 (注)	99,532,011 株
株式併合後の発行済株式総数(注)	24,883,002 株

(注)上記「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、上記「株式 併合前の発行済株式総数」に併合比率を乗じて算出した理論値です。

④株式併合後の発行可能株式総数

株式併合の効力発生を条件として、発行可能株式総数を8千万株(株式併合前:4億株)に変更する予定です。この詳細については、下記「3. 定款の一部変更について」をご参照下さい。

⑤株式併合による影響等

株式併合により、当社の発行済株式総数は5分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、株式1株当たり純資産額は5倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合は、会社法第 235 条に基づき当社が一括して処分し、 その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合により減少する株主様

平成30年3月31日現在の株主構成は、次のとおりであります。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)	
5 株未満所有株主	253名(3.24%)	323 株(0.00%)	
5 株以上所有株主	7,552 名(96.76%)	124,414,690 株(100.00%)	
総株主	7,805 名(100.00%)	124,415,013 株(100.00%)	

今回の株式併合により、所有株式数が5株未満の株主様253名(平成30年3月31日現在、その所有株式の合計は323株です。)が株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生の前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問合せください。

(5)株式併合の条件

株式併合は、平成30年6月27日開催予定の定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されること及び下記「3.定款の一部変更について」に関する議案が承認可決されることを条件に、 平成30年10月1日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の目的

上記「1. 単元株式数の変更について」及び「2. 株式併合について」に記載のとおり、単元株式数及び発行可能株式総数を変更するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は下記のとおりです。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案		
第2章 株式	第2章 株 式		
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)		
第6条 当会社の発行可能株式総数は、	第6条 当会社の発行可能株式総数は、		
<u>4億株</u> とする。	<u>8千万株</u> とする。		
(単元株式数)	(単元株式数)		
第7条 当会社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第7条 当会社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。		

(3) 定款変更の条件

本定款の一部変更は、平成30年6月27日開催予定の定時株主総会において、本定款の一部変更に関する議案が承認可決されること及び上記「2.株式併合について」に関する議案が承認可決されることを条件に、平成30年10月1日をもってその効力が生じることとしております。

4. 日程

取締役会決議日	平成 30 年 5月 8日
定時株主総会開催日	平成30年 6月27日 (予定)
1,000 株単位での売買最終日	平成 30 年 9月 25 日 (予定)
100 株単位での売買開始日	平成30年 9月26日 (予定)
単元株式数変更、株式併合、定款変更の効力発生日	平成30年10月1日(予定)

(ご参考)

上記のとおり、単元株式数の変更、株式併合及び定款変更の効力発生日は平成 30 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、東京証券取引所における株主の皆様による当社株式の売買は、同年 9 月 26 日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位(併合後の 100 株)にて行われることとなります。

以上

(ご参考) 株式併合及び単元株式数の変更に関するQ&A

Q1 株式併合、単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A1 株式併合は、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式とするものです。

また、単元株式数とは、株主総会において議決権の行使の単位となる株式数をいうもので、証券取引所において売買単位としても用いられています。

今般、当社では5株を1株とする株式併合と1,000株から100株への単元株式数の変更を予定しております。

Q2 株式併合、単元株式数の変更の目的は何ですか。

A 2 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき売買単位を 100 株に統一するための取組みを推進しています。当社におきましても、この趣旨を踏まえ、当社の売買単位となる単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することとしたものです。

一方、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、中長期的な株価変動を勘案しつつ、 東京証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5万円以上 50万円未満)を維持するため、当社株式 について 5 株を 1 株にする併合を行うことといたしました。

Q3 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A3 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成30年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株式数に5分の1を乗じた株式数(1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、株式併合及び単元株式数変更の効力発生の前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
例	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
1	1,200 株	1個	240 株	2個	なし
2	1,001 株	1個	200 株	2個	0.2 株
3	604 株	0個	120 株	1個	0.8 株
4	359 株	0個	71 株	O個	0.8 株
(5)	5株	0個	1 株	Ο個	なし
6	2株	0個	0株	O個	0.4 株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式(以下「端数株式」といいます。)が生じた場合(上記例② ③④⑥のような場合)は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、各株主様の有する端数の割合に応じて、その代金をお支払いさせていただきます。

なお、効力発生前のご所有株式数が5株未満の株主様(上記例⑥のような場合)は、株式併合により、 すべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q4 資産価値には影響を与えないのですか。

A 4 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株主様のご所有の株式数は、株式併合前の5分の1となりますが、逆に、1株あたりの純資産額は5倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様がご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。また、株価についても、理論上は、併合前の5倍となります。

Q5 最低投資金額への影響はありますか。

A 5 理論上ですが、最低投資金額は現在の半分となります。

(ご参考) 平成30年3月31日の終値(338円)を元にした試算

併合前 338 円(株価) × 1,000 株(単元株式数) = 338,000 円(最低投資金額)

併合後 1,690 円 (株価) × 100 株 (単元株式数) = 169,000 円 (最低投資金額)

Q6 所有株式数が減れば、受取ることができる配当金は減るのですか。

A 6 株主様のご所有の株式数は、5分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、株式併合の割合(5株を1株に併合)を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受取りになられる配当金の総額が変動することはございません。ただし、5株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いすることとなりますので、当該端数株式に係る配当金は生じません。

Q7 株主は何か手続きが必要ですか。

A7 特段のお手続きの必要はございません。

なお、5株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、 その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。

株式併合前のご所有株式数が5株未満の株主様は株主としての地位を失うこととなります。

Q8 株式併合後でも単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか。

A8 株式併合の効力発生前と同様、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記の当社の株主名簿管理人にお問合せください。

Q9 この機会に単元未満株式の処分をしたいのですが。

A9 単元未満株式の買取り(1単元に満たない株式を当社が買取る)のお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。なお、証券会社に口座を作られていない株主様は後記の当社の株主名簿管理人までお問合せください。(単元未満株式は市場での売買ができませんのでご注意ください)

Q10 株式の売買停止期間はありますか。

Q10 売買停止期間はございませんが、売買後の株式の振替に要する日数などとの関係で、現在の売買単位株式数 (1,000株) でのお取引は平成30年9月25日(火)までとなります。平成30年9月26日(水)から新しい売買単位株式数である100株単位でのお取引となり、株価も平成30年9月26日(水)より株式併合の効果が反映されたものとなります。

Q11 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A11 次のとおり予定しております。

平成30年6月27日(水) 定時株主総会開催日

平成30年9月25日(火) 現在の単元株式数(1,000株)での売買最終日

平成30年9月26日(水) 変更後の単元株式数(100株)での売買開始日

平成30年10月1日(月) 株式併合、単元株式数変更及び発行可能株式総数変更の効力発生日

※当社の株主名簿管理人:

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

※郵便物送付先及び照会先:

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話:0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝祭日を除く)

以上